審　査　基　準

令和７年３月６日作成

法　　令　　名：	警備業法
根　拠　条　項：	第23条第５項において準用する第22条第６項
処　分　の　概　要：	合格証明書の再交付
原権者（委任先）：	徳島県公安委員会
法　令　の　定　め：	警備員等の検定等に関する規則第15条第３項、第４項、第５項（合格証明書の再交付の申請）
審　査　基　準：	
標準処理期間：	14日
申　　請　　先：	徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問い合わせ先：	徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考：	